（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）

第九十一条　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条　理事の任期は、二年とする。

第十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十一条第二項を削る。

第二十五条第三号中「第五項又は第二十一条第一項」を「第四項又は第二十一条」に改める。

第二十六条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正）

第九十二条　独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人海洋研究開発機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十二条を次のように改める。

（理事の任期）

第十二条　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十四条中「独立行政法人海洋研究開発機構法」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）」に改める。

第十八条第一項中「、中期目標の期間」を「、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）」に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十一条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（国立大学法人法の一部改正）

第九十三条　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十一条」を「―第三十一条の四」に、「第三十五条」を「第三十四条の二」に改める。

第七条第八項中「第四十八条第一項本文」を「第四十八条本文」に改める。

第十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第十一条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6　監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7　監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

第十一条の次に次の一条を加える。

（学長等への報告義務）

第十一条の二　監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

第十五条第三項中「二年」を「その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時まで」に改める。

第二十二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第二十五条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6　監事は、大学共同利用機関法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7　監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人（大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（機構長等への報告義務）

第二十五条の二　監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

第二十九条第三項を削る。

第三章中第三十一条の次に次の三条を加える。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十一条の二　国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2　国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3　国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。